

遠野市監査委員告示第6号

令和3年5月7日

令和2年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、令和3年5月7日付け遠財第18号で通知がありましたので、地方自治法第199条第15項の規定により、当該文書（写し）を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光



遠 財 第 18号
令和3年5月7日

遠野市監査委員 様

遠野市長 本 田 敏 秋



令和2年度定期監査（後期）の指摘事項等に対する今後の措置について（報告）
標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

(1) 施設維持管理業務委託料・下水道事業【上下水道課】

【指摘事項】

業務委託契約書2通に貼付された印紙の税額について、印紙税法別表第一に定める印紙税額に対して過不足を生じていることを認められた。1通は所定額2万円のところ10万円の貼付で8万円の過多、もう1通は所定額10万円のところ2万円の貼付で8万円の不足となっていた。

【措置方針】

指摘のあった印紙の税額の過不足は、契約の相手方（同一の事業者）から当該契約書の返送があった時点での確認が不十分であったため、貼付けされた印紙の取り違えを見落としたことによるものである。

今後の契約事務の執行に当たっては、課内におけるチェック体制を強化し、印紙税法等に基づく適正な事務の執行と事業の進行管理を一層徹底するとともに、事業者に対しても注意喚起を図り、再発防止に努める。

【対応状況】

- ・令和3年1月22日（金）…定期監査（後期）受検、上記の指摘。

同日、直ちに契約の相手方に対し、当課保管の契約書2通を返送し、過不足分の収入印紙の貼付けを依頼。

- ・令和3年3月22日（月）…契約の相手方から、訂正後の契約書2通返送。



(2) 親子あんしん相談支援事業（産婦人科・小児オンライン相談システム業務委託料）【母子安心課】

〔指摘事項〕

業務委託契約書 1 通に貼付された印紙の税額について、印紙税法別表第一に定める印紙税額に照らして 200円であるところ 400円が貼付されており、200円の過多が認められた。

〔措置方針〕

- ①契約書作成時、印紙税法に定められている印紙額を委託業者と市の双方で事前に確認する。
- ②契約書受け取りの際に再度、印紙額が正しいかを確認する。過不足が認められた場合は速やかに適正な額となるよう対処する。

〔対応状況〕

市担当者より契約相手方へ契約金額から収入印紙は 200円が適正額であり、印紙税の過誤納金として還付申請が可能であることを伝えた。それに対し、相手方より消費税込みの委託金額に対して収入印紙を貼っていることは会社側の認識不足であり、還付申請の意向はないとの回答があった。還付申請の意向がないことから、現行契約書で業務継続することを双方で確認した。

(3) 市有林造林事業・林地残材破碎搬出業務【農林課】

〔指摘事項〕

契約書 1 通に貼付された印紙の税額が、業務委託契約にもかかわらず建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負に係る契約における印紙税の軽減措置を適用した金額となっており、印紙税 1,000円の不足が認められた。

〔措置方針〕

建設工事の請負契約に対する印紙税の軽減措置が、建設機械を使用して作業する林業の委託契約にも適用されるものと錯誤したことにより、印紙税の不足につながった。

印紙税法、租税特別措置法及び印紙税の手引きの理解に努め、適切な印紙税額の貼付となるように、契約書受領時及び支出負担行為の際に確認する。

〔対応状況〕

監査指摘を受けた翌日（令和 3 年 1 月 28 日）に、契約の相手方に対し説明のうえで不足分の印紙を貼付してもらい、適切な額面に修正した。

また、今後の契約においても、建設工事の請負契約に対する印紙税の軽減措置の対象としない旨を説明した。

